

DPC 病院の合併・分割への対応について

[概要]

- DPC 制度導入後 10 年以上が経過し、DPC 制度への参加病院は増加しており、病院の統廃合が進んでいることから、今後 DPC 病院に係る合併等の事例が増加することが予想される。
- これまで合併事例については事務局の審査により DPC 対象病院としての継続の取り扱いを判断してきたが、複数の病院に係る合併の事例や病院の分割の事例等、事務局のみでは DPC 病院としての継続の可否の判断が難しいような事例に関する問い合わせがある。
- また、医療機関の病院合併・分割における経営的な観点からの予見性を確保するためにも、DPC 制度における病院合併・分割の際の対応について予め一定程度明確化することが望ましい。
- DPC 病院の合併・分割への対応については、下記の通りとしてはどうか。

[対応案]

- 合併・分割をする医療機関であって、DPC 制度への継続参加を希望する医療機関は、厚生労働省保険局医療課へ別添の様式により届出することとする。
- 合併・分割後の病院の DPC 制度における取り扱い（DPC 対象病院・DPC 準備病院・それ以外）について、「DPC 退出審査会」において非公開で審査することとし、審査結果を中医協総会に報告する。
（非公開とする理由）
 - ① 当該医療機関の機微な情報を取り扱うため。
 - ② 公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあるため。

審査の観点（案）

- 合併・分割前の病院と後の病院で、入院している患者や勤務している職員等の引き継ぎ状況の観点から、病院の機能・診療実態等について一定の連続性が認められること。
- 合併・分割後の病院が DPC 対象病院の基準を継続的に満たすことが期待されること。
 - ① 7 対 1 又は 10 対 1 入院基本料の届出
 - ② A207 診療録管理体制加算の届出
 - ③ DPC 調査への適切な参加が可能
 - ④ データ／病床比が 1 月あたり 0.875 以上

- 合併・分割にかかる基準は下記の通りとする。

合併・分割に係る基準（案）

- 合併前の主たる病院が DPC 対象病院であること。
- 合併・分割の前に、直近 1 年間以上にわたり継続して DPC データが提出されていること（DPC 準備病院・出来高算定病院を問わない）。
- 合併・分割前の DPC 対象病院が合併・分割前の直近の 1 年間のデータ／病床比が 1 月あたり 0.875 以上であること。

- 合併・分割後に DPC 制度への参加基準③・④を満たすか否かについて、下記の基準により判定を行う。

合併・分割後の病院の参加基準③・④のフォローアップ基準（案）

- 合併・分割後の病院が下記の基準をみたすこと。
 - ③ DPC 調査への適切な参加
 - 合併・分割直後の 6 か月分のデータが遅延なく提出されること（データ提出加算の遅延の基準に基づく）
 - ④ データ／病床比
 - 合併・分割直後の 6 か月分の当該医療機関におけるデータ／病床比が 1 月あたり 0.875 以上
- （なお、当該基準を満たさない場合は退出となる）
（DPC 制度から退出する場合であっても、原則として退出後 2 年間のデータ提出義務がある）

- 「DPC 退出審査会」は「DPC 退出等審査会（仮）」とし、別添の通り運営要綱を見直すこととする。
- DPC 準備病院にかかる合併・分割等についても同様に取り扱うこととする。